

## 奈良県介護人材確保対策総合支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、介護従事者の確保を図るため、多様な人材の参入促進、資質の向上及び労働環境・処遇の改善の観点から実施する事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象事業)

第2条 この補助金は、別記に定める事業（以下単に「事業」という。）を交付の対象とする。

### (補助対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）又は民間団体とし、民間団体にあつては、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 事業を行う意思及び事業の具体的計画を有し、かつ、事業の内容を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- (2) 事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であること。

### (交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第1欄に掲げる事業ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定した額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

### (補助対象期間)

第5条 この補助金は、毎年度4月1日から3月31日までの期間に実施した補助対象事業に係る経費を補助の対象とする。

### (交付の条件)

第6条 知事は、この補助金の交付決定に当たっては、次の条件を付けるものとする。

- (1) 事業の内容について変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合には、知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 知事の承認を受けて財産処分することにより収入があった場合には、その収入の全

部又は一部を県に納付させることがあること。

(5) 事業により取得した財産で単価が50万円以上（事業者が市町村以外の者の場合にあっては、30万円以上）の機械及び器具については、知事が別に定める期間を経過するまで知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(6) 事業により取得した財産については、事業完了後においても善良な管理の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(7) 事業に係る関係書類の保存については、次に掲げる場合に依り、それぞれに定めるとおりとすること。

ア 事業者が市町村の場合 事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした補助金調書（第1号様式）を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、補助金調書及び証拠書類を事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

イ 事業者が市町村以外の場合 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

（申請手続）

第7条 この補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（第2号様式）に関係書類を添えて、知事が定める期日までに知事に申請しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第8条 知事は、前条に規定する申請書等の提出があった場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

（交付決定前の着手）

第9条 補助金の交付決定を受けようとする者が、交付決定前に事業に着手しようとするときは、交付決定前着手届（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第10条 補助金の交付の申請を行った者は、規則第6条の規定による交付の決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出して申請の取下げをすることができる。

（事業内容の変更等の申請）

第11条 補助金の交付の決定の通知を受けた者が事業の内容について変更（軽微な変更を除く。）を行おうとするときは、変更承認申請書（第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項に定める軽微な変更は次のとおりとする。

(1) 計画書（第3号様式別紙2）に記載された「事業の内容」に変更が無い場合において、交付決定した支出及び収入の項目の変更と補助金額の30%以内の減額。

(2) 計画書に記載された「事業の内容」に変更がある場合においては、計画書の変更内容が、次に掲げるものであって、交付決定額の変更を伴わないもの。

ア 実施日、実施期間または実施場所の変更

イ 計画書に記載された「事業項目」（支出予定額の明細に掲げるもの）の変更

ウ 上記に掲げるほか軽微な事業内容の変更と知事が認めたもの

3 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、補助金事業中止（廃止）承認申請書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

（概算払）

第12条 この補助金は、知事が必要と認める場合にあっては、概算払をすることができる。

2 補助金の交付の決定の通知を受けた者が概算払を受けようとするときは、請求書（第4号様式）を知事に提出するものとする。

（指示及び検査）

第13条 知事は、補助金の交付の決定の通知を受けた者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（実績報告）

第14条 補助金の交付の決定の通知を受けた者が事業を完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過する日又は当該会計年度の末日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（第5号様式）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第15条 知事は、前条に規定する事業実績報告書等を受理した場合において適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金の交付の決定の通知を受けた者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第16条 前条の規定により補助金の額の確定の通知を受けた者は、請求書（第4号様式）を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の請求書を受理した場合において適当と認めるときは、補助金を交付する。

3 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、第12条第1項の規定により概算払をした金額がある場合にはこれを精算し、補助金を交付するものとする。

4 知事は、前項の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該金額の補助金の返還を当該補助事業者に対して請求するものとする。

（仕入控除税額の報告）

第17条 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告

書（第6号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告があった場合は、知事は、補助金の交付の決定の通知を受けた者に対し、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることができる。

（交付決定の取消し等）

第18条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第8条2項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (2) 第11条の規定に違反したとき。
- (3) 第13条の規定による知事の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- 2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- この要綱は、平成27年 7月 8日から施行する。
- この要綱は、平成28年 6月27日から施行する。
- この要綱は、平成30年 3月 1日から施行する。
- この要綱は、平成31年 3月 1日から施行する。
- この要綱は、平成31年 4月26日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月4日から施行する。
- 2 令和2年度の補助金については、第11条2項に定める軽微な変更は、計画書（第3号様式別紙2）に記載された「事業の内容」に変更が無い場合において、交付決定した支出及び収入の項目の変更と補助金額の30%以内の減額とする。

附 則

- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和2年6月8日から施行する。
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和6年3月6日から施行する。
- この要綱は、令和7年1月24日から施行する。
- この要綱は、令和7年6月27日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- この要綱は、令和7年11月11日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

## 別記

### 1 地域における介護のしごと魅力発信事業

「介護の3つの魅力（「楽しさ」、「広さ」、「深さ」）」について、介護業界や地域住民・地域のコミュニティからの情報を、都道府県が支援・コーディネートし、学生の将来の職業選択に大きな影響を及ぼす進路指導担当者や保護者も含めた、多様な年齢層に向け発信するための経費や地域の教育資源等を活用した地域住民に対する基礎的な介護技術の講習会等の実施のための経費に対し助成する。

### 2 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験等事業

将来の担い手たる若者（小中学生・高校生・大学生・就活中の者等）や、地域の潜在労働力である主婦層、第2の人生のスタートを控えた中高年齢者層、障害者等、地域の労働市場等の動向等に応じたターゲットごとに、介護現場における職場体験（インターンシップを含む。）事業を実施するための経費に対し助成する。

### 3 助け合いによる生活支援の担い手の養成事業

高齢者を含む生活支援の担い手の養成等を行うための経費に対し助成する。

なお、本事業は、一定程度専門的な生活支援サービスや市町村をまたぐ広域的な活動の場合など、単独の市町村だけでは養成が困難なものについて、規模が大きな市町村が、周辺の市町村と合同で実施する等、広域的な観点からその養成を行う場合に対象となる。

### 4 介護未経験者に対する研修等支援事業

#### (1) 介護未経験者に対する研修等支援事業

介護業界への参入を希望する多様な人材や初任段階における介護職員が、チームケアの一員として質の高い介護サービス提供の担い手たり得るよう、介護職員としての知識・技術を習得するための研修や介護福祉士養成施設における介護福祉士資格取得を目指すための学習、介護福祉士資格取得に係る実務者研修等に要する経費のほか、働きながら介護職員初任者研修の終了を目指す者への研修受講等に要する経費、生活援助従事者研修に係る受講支援等から研修受講後の訪問介護事業所とのマッチングまでの一体的な支援に必要な経費に対し助成（他制度において支援を受けている者は除く。）する。

#### (2) 介護職員初任者研修支援事業

市町村が、介護職員初任者研修修了後1年以内の者に対して管内の事業所等に一定期間就業したことを条件に受講料を助成する場合や、県内の指定研修機関が県内の事業所等に所属する職員に対して研修修了を条件に受講料を減免する場合に要する経費に対し助成する。

### 5 多様な人材層(若者・女性・高齢者)に応じたマッチング機能強化事業

若者・女性・中高年齢者など、それぞれの人材層ごとの働き方の希望等に応じた、きめ細やかなマッチングを行うため、県福祉人材センター等に介護現場の実情や雇用管理等に知見を有する者（キャリア専門員）を配置し、

- 求人側への訪問等による求人条件の改善指導

- 求職者のニーズ把握による多様な条件（賃金、勤務時間、入職後の昇進条件等）の提示
- 入職後のフォローアップによる定着促進と今後のマッチング強化のための、施設・事業所への訪問や就職者からの相談の受付

を行うための経費に対し助成する。

また、過疎地域等の人口減少地域において、他地域からの I・U・J ターンを促すための取組も含めた、在宅サービスを中心とした介護人材確保対策を実施するための経費に対し助成する。

## 6 介護に関する入門的研修、生活援助従事者研修の受講等支援事業

### (1) 介護に関する入門的研修の実施等からマッチングまでの一体的支援事業

介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護分野で働く際の不安を払拭するため、介護に関する入門的な知識・技術を習得するための研修を実施し、研修受講後の介護施設等とのマッチングまでの一体的な支援に必要な経費に対して助成する。なお、実施にあたり、ボランティアセンター、シルバー人材センター及び県福祉人材センター等の関係者が連携し、協議会等設置し取り組む経費についても対象とする。

### (2) 介護分野への元気高齢者等参入促進セミナー事業

元気高齢者等をターゲットに、介護分野への関心を持つきっかけとなるセミナーを実施し、希望者を入門的研修等の受講へ誘導するとともに、介護助手等として介護施設・事業所へのマッチングまで一体的に実施する経費に対して助成する。

### (3) 介護の周辺業務等の体験支援事業

介護に関する入門的研修の受講者（以下「介護入門者」という。）等に対する、身体介護以外の支援（掃除、配膳、見守り等。以下「周辺業務」という。）等に関する体験的職場研修（体験前の説明会や OJT 研修を含む。）、身体介護と周辺業務の整理や介護入門者等への指導等に関する相談員の派遣等の実施のための経費に対して助成する。

## 7 将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業

介護福祉士養成施設において、将来の介護現場を担う人材となることが期待される介護福祉士国家資格の取得を目指す若年世代や留学生の確保に向けた取組の強化や、介護福祉士養成課程のカリキュラム外の取組として、留学生に対する日本語学習等の課外授業の実施に必要な経費に対して助成する。

## 8 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業

### (1) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業

中堅職員に対するチームケアのリーダーとして必要となるマネジメント能力等の向上に係る研修や、医療的ケア・認知症ケアなどに係る専門的な技術や多職種協働のため必要となる知識等を修得するための研修の実施のための経費に対し助成する。

さらに、各施設・事業所における、介護職員のキャリアアップに係る助言・支援（人事考課や賃金制度を含めた職員面談等）を行う職員を育成するための研修の実施のための経費に対し助成する。

また、小規模事業者の共同による人材育成環境整備を行うための経費に対し助成する。

### (2) 介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講支援事業

介護職員の資質向上と介護事業所における O J T の推進を図るため、介護キャリア段位におけるアセッサー講習を受講するための経費に対し助成する。

### **(3) 介護支援専門員資質向上事業**

介護保険制度において、高齢者の尊厳を保持し、自立支援に資するサービス提供を行うためのケアプラン作成業務を担う介護支援専門員を対象とした法定研修の実施のための経費に対し助成する。

また、小規模の居宅介護支援事業所の介護支援専門員のように、O J T の機会が十分でない介護支援専門員に対して、地域の経験豊かな主任介護支援専門員が同行して指導・支援を行う研修を実施することや、ケアプラン点検の実施にあたり、専門職である主任介護支援専門員が同行するなどして職員をサポートすることにより、地域全体で介護支援専門員の資質向上の取組を推進するための経費に対し助成する。

## **9 喀痰吸引等研修の実施体制強化事業**

医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者への対応強化と、介護人材のキャリアアップ・定着促進を図るため、新規に喀痰吸引等の登録研修機関を開設する際の初度経費に対し助成する。

## **10 介護施設、介護事業所への出前研修の支援事業**

研修実施主体が、介護施設や介護事業所に赴き実施する出前研修や、研修受講者が事業所近隣で集合して行う研修を実施するための経費に対し助成する。（本項における他の事業で助成される経費を除く。）

## **11 各種研修に係る代替要員の確保対策事業**

介護職員の質の向上とキャリアパスを図る観点から、現任職員が多様な研修に参加することが可能となるよう、研修受講中の代替要員確保のための経費に対し助成する。

## **12 潜在介護福祉士等の再就業促進事業**

潜在介護福祉士に対する、所在情報の把握と多様な情報提供、技術の再修得のための研修、マッチング段階における職場体験の実施等、円滑な再就業を支援するための経費及び離職した介護人材のニーズ把握等のための実態調査の経費に対し助成する。

## **13 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業**

介護サービス事業所の管理者、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等に対して、認知症ケアに必要な知識や技術などを習得させ、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図るための経費に対し助成する。

## **14 地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業**

地域包括ケアシステムの構成要素である生活支援の担い手やサービスの開発等を行う人材（生活支援コーディネーター）育成等のほかそれを全体で調整する地域包括支援センター職員及び医療・介護連携を推進するための人材（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、PT、OT、ST、管理栄養士等）の資質向上を支援するための経費に対し助成する。

## 15 権利擁護人材育成事業

### (1) 認知症高齢者等権利擁護人材育成事業

認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進するための経費に対し助成する。

### (2) 介護相談員育成に係る研修支援事業

都道府県やボランティアの養成に取り組む公益団体等が介護相談員を育成するための研修を実施する経費に対して助成する。

## 16 介護予防の推進に資する専門職種の指導者育成事業

県又は市町村単位の県医師会又は郡市区等医師会及びリハビリテーション関連団体などが、専門職種に対して研修等を実施することにより、介護予防の推進に資する指導者を育成するための経費に対し助成する。

## 17 若手介護職員交流推進事業

若手介護職員（経験年数概ね3年未満）が一堂に会し、介護施設・事業所を超えた職員同士のネットワークを構築するとともに、介護職の魅力を確認するなどの取組を推進することにより、若手介護職員の離職を防止するための経費に対して助成する。

## 18 新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業

介護事業者に対し、新人介護職員の定着に資する制度実施のための研修を行い、早期離職防止と定着促進による介護サービスの質の向上を図るための経費に対し助成する。

## 19 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業

### (1) 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業

- 介護事業者の各種制度（労働法規（賃金、労働時間、安全衛生、育児・介護休業制度等）の理解促進
- 女性が働き続けることのできる職場づくりの推進
- ICT活用による介護従事者の負担軽減や、迅速な利用者情報の共有化による事務作業省力化等のベストプラクティスの普及など、具体的な雇用管理改善の取組を実施するための経費に対し助成する。

### (2) 介護テクノロジー導入・定着支援事業

今後、介護サービスの需要が更に高まる一方、生産年齢人口が急速に減少していくことが見込まれる中で、介護人材の確保は喫緊の課題である。  
こうした状況を踏まえ、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化、介護従事者が継続して就労するための環境整備など、職場環境の改善を図るために介護サービス事業所が介護ロボットやICT機器等の介護テクノロジーを導入するための経費に対し助成する。

## 20 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業

介護施設・事業所における保育施設等の運営（複数の介護事業者による共同実施も含む）のための経費に対し助成する。

なお、雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 116 条の規定に基づく両立支援等助成金（事業所内保育施設設置・運営等支援助成金）又は子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条の 2 第 1 項の規定に基づく仕事・子育て両立支援事業（企業主導型 保育事業助成金）の支給を受けている介護施設・事業所については、当該助成金の受給年度については、本事業の対象とはしない。

## 21 介護サービス事業者等の職員に対する子育て支援（ベビーシッター派遣、介護職員の代替要員の派遣等）事業

介護サービス事業者及び介護保険施設に勤務する子育て中の介護職員等が、ベビーシッターの派遣などの育児支援サービスを利用する場合に、当該事業所がその費用の一部を負担する際の経費や子育てをしながら働き続けようとする介護職員の代替要員のマッチングに係る経費に対し助成する。

## 22 外国人介護人材受入施設等環境整備事業

外国人介護人材を受入れる（予定を含む）介護施設等において、多言語翻訳機の導入等のコミュニケーション支援、介護福祉士の資格取得を目指す外国人職員への学習支援、メンタルヘルスケア等の生活支援を行うことにより、外国人介護人材の受入環境整備を推進するための経費に対して助成する。また、介護福祉士養成施設において留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する取組に必要な経費に対して助成する。

## 23 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業

人材不足が喫緊の課題である訪問介護等（訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護をいう。以下同じ）サービスについて、人材確保体制の構築による安心して働き続けられる環境整備に向けた取組や事業所の経営改善に向けた取組を、地域の特性や事業所規模等に応じてきめ細かく支援することで、訪問介護等サービスの担い手の確保及び経営の安定化を図り、地域における必要な在宅介護サービスの提供体制を確保するため、以下に掲げる取組に対して助成する。

### (1) 人材確保体制構築支援事業

訪問介護等サービス事業所における研修体制の構築や職員が安心して働き続けられる環境整備を支援するほか、中山間・離島等地域の特性や事業所規模等に応じた人材確保を推進するため、①研修体制の構築②中山間地域等・離島等地域における採用活動③経験年数が短いホームヘルパー等への同行に必要な経費に対して助成する。

### (2) 経営改善支援事業

訪問介護等サービス事業所における経営基盤の強化や経営状況の改善等に資するため、①経営改善②登録ヘルパー等の常勤化の促進③小規模法人等の協働化・大規模化の取組④介護人材・利用者確保のための広報活動に必要な経費に対して助成する。

## 24 離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業

人口減少や高齢化が急速に進んでいる離島や中山間地域等における介護人材確保に向けた取組を支援するため、①地域外からの就職の促進（赴任旅費、引越等に係る費用の助成）、地域外での採用活動の支援や先進自治体等からのアドバイザーの招聘、②介護従事者の資質向上の推進、③高齢者の移動を支援する担い手の確保を行うために必要な経費に対して助成する。

## **25 外国人介護人材確保現地活動支援事業**

海外現地で外国人介護人材確保に資する取組（現地での働きかけ強化・現地の学校との連携強化など）を行う事業所、介護福祉士養成施設又は日本語学校等に対して、①送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集、②海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化、③海外現地での説明会開催等の採用・広報活動、④その他海外現地における外国人介護人材確保のための取組に必要な経費を助成する。

(別表)

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
1 地域における介護のしごと魅力発信事業	知事が必要と認める額	事業実施に必要な次に掲げる経費
2 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験等事業		1 人件費
3 助け合いによる生活支援の担い手の養成事業		2 報償費
4 (1) 介護未経験者に対する研修等支援事業		3 旅費
4 (2) 介護職員初任者研修支援事業		4 需用費（食糧費を除く。）
5 多様な人材層（若者・女性・高齢者）に応じたマッチング機能強化事業		5 役務費
6 (1) 介護に関する入門的研修の実施等からマッチングまでの一体的支援事業		6 使用料及び賃借料
6 (2) 介護分野への元気高齢者等参入促進セミナー事業		7 委託料
6 (3) 介護の周辺業務等の体験支援事業		8 補助金・負担金
7 将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業		9 備品購入費（喀痰吸引等研修の実施体制強化事業、介護テクノロジー導入・定着支援事業及び外国人介護人材受入施設等環境整備事業、訪問介護等サービス提供体制確保支援事業、外国人介護人材確保現地活動支援事業に限る。ただし、外国人介護人材確保現地活動支援事業については、単価 30 万円以上の備品は除く。）
8 (1) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業		10 その他事業の遂行に必要な経費で知事が認める経費
8 (2) 介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講支援事業		
8 (3) 介護支援専門員資質向上事業		
9 喀痰吸引等研修の実施体制強化事業		
10 介護施設、介護事業所への出前研修の支援事業		
11 各種研修に係る代替要員の確保対策事業		
12 潜在介護福祉士等の再就業促進事業		

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
13 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業		
14 地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業		
15(1) 認知症高齢者等権利擁護人材育成事業		
15(2) 介護相談員育成に係る研修支援事業		
16 介護予防の推進に資する専門職種の指導者育成事業		
17 若手介護職員交流推進事業		
18 新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業		
19(1) 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業		
19(2) 介護テクノロジー導入・定着支援事業		
20 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業		
21 介護サービス事業者等の職員に対する子育て支援（ベビーシッター派遣、介護職員の代替要員の派遣等）事業		
22 外国人介護人材受入施設等環境整備事業		
23(1) 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業（人材確保体制構築支援事業）		
23(2) 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業（経営改善支援事業）		
24 離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業		
25 外国人介護人材確保現地活動支援事業		